

令和3年（行ウ）第277号

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国

第8準備書面

2025年（令和7年）3月14日

東京地方裁判所民事第2部D係 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 弁護士 出口 かおり



第2分冊から第4分冊のうち、個人識別情報該当性に関する部分以外の被告主張（被告準備書面⑫第33から第71）に反論する（ただし、別紙1ないし4の各不開示事由一覧表のうち、原告の反論の補足欄において「除外」と記載した部分については開示を求めないこととしたため、この部分については反論しない）。

第1 乙②1（***に関するアンケート）について

（「※1」の公務員の電話番号は取り消しを求める対象から除外する。）

1 「※2部分」が5号に該当しないこと

このアンケートは、乙②1、1枚目の冒頭に「平成20年6月23日に発生した「第五十八寿和丸」の顛覆・沈没事故の原因調査のために行う」とあることからして、アンケート調査を受けたのは第五十八寿和丸及び僚船¹の乗組員らと考えられ、彼らが所属する法人、団体等とは、酢屋商店を指すとは考えられない。

¹ 第五十八寿和丸の船団についての説明は、事故調査報告書2頁下から2行目以下にある。

酢屋商店が本件事故の船主であることはすでに報道等（甲 1 及び 3 5）で明らかになっており、酢屋商店の住所もインターネットで検索可能であるが（甲 3 4）、酢屋商店が外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被った事実はない。したがって、アンケート調査を受けた者の役職等を明らかにしても、その者が所属する法人たる酢屋商店に不当に不利益を及ぼすおそれはない。

2 「その余」について

（1）2 号に該当しない

ア 2 号柱書の「情報」にあたらない

乙②1 の体裁からして、このアンケートは法人ではなく個人に対してなされたものであり、2 号イロ該当性について論じる以前に、同号柱書のいう「法人その他の団体に関する情報」にあたらない。

イ 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」（2 号イ）はない

被告は、「パラ泊に関する事項や操業に関する事項は当該漁船の漁船操業上の知識及び経験に基づいて培ったノウハウ」であると主張するが、本件事故調査報告書（甲 6）2 5 頁以下で、「パラアンカー及びパラ泊に関する情報」が詳細に記載され公表されていることからわかるように、パラ泊に関する事項を公表しても 2 号イのおそれはない。

「操業に関する事項」は不開示情報の説明として抽象的に過ぎ、同号イのおそれ、すなわち「単なる確率的な可能性があるだけでは足りず、法的保護に値する相当の蓋然性」は到底認められない。

なお、被告の主張によっても、一覧表の「不開示情報の補足」欄記載の「事故の通報を受けた際の対応、第五十八寿和丸の遭難者・遺留品の発見状況等についての運輸安全委員会の事故調査部門による設問」は 2 号イに該当しないということになると考えられる。

ウ 2号口に該当しない

アで述べたとおり、個人に対してなされたアンケートの回答が2号柱書の「法人その他の団体に関する情報」にあたるとは解されない以上、「あなたが回答したとわかるかたちで公表したり・・・することはありませんので」と記載していたとしても、同号口の不開示事由に該当しない。

なお、このような記載からすれば、誰の回答であるかがわからないかたちにして、すなわち氏名など特定の個人を識別できる部分を非開示としてそれ以外の回答内容を開示することは何ら問題ないはずである。

(2) 5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②1の文書は、一部開示された部分及び被告の説明から、本件事故に関し、運輸安全委員会の事故調査部門が、第五十八寿和丸及び僚船の乗組員らを対象に行ったアンケートの回答内容であることが明らかである。したがって、法5条5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

以下は念のために「おそれ」がないことについても反論する。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない

原告第6準備書面第1の2で述べたとおり、運輸安全委員会の行う事故調査はそれぞれの事故ごとに異なるのが当然であり、事故ごとに関心事や手法等も異なるはずである。被告は、「同様の調査」「同様の手法」を広く解しすぎている。

本件は、事故調査が完了し、事故調査報告書の公表が終わった後になされた開示請求である。5号にいう意思形成過程情報は意思決定後には当該意思決定に影響せず、5号いう「おそれ」はない。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

前記(1)イで述べたように、本件事故調査報告書(甲6)25頁以下で、

「パラアンカー及びパラ泊に関する情報」のほか、事故当時の状況や脱出の経過、捜索及び救助の経過が、具体的に記載されている。また、事故調査が完了して事故調査報告書が公表済みであることは前記イのとおりである。

したがって、パラ泊に係る情報やパラ泊を含む操業に係る事項、本件事故当時の対応に係る事項についての情報を開示しても、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はない。

(3) 6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙②1の文書は、一部開示された部分及び被告の説明から、本件事故に関し、運輸安全委員会の事故調査部門が、第五十八寿和丸及び僚船の乗組員らを対象に行ったアンケートの回答内容であることが明らかである。

したがって、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されている。原告第6準備書面第1の2で述べたとおり、運輸安全委員会の行う事故調査はそれぞれの事故ごとに異なるのが当然であり、事故ごとに関心事や手法等も異なるはずであって、乙②1の文書を開示したからといって、将来にわたる事故調査において事故調査に協力した者が望まない形で社会的関心を集めるおそれはないし、協力依頼先が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれもないし、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難になることもない。

事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失ったり、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことも、原告第6準備書面第2の2(3)で述べたとおりである。

第2 乙②2について

1 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②2の文書は、福島海上保安部長が、運輸安全委員会事務局の依頼を受けて提供した資料であって、「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、5号のおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。

2 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」（5号）はない

一覧表の「不開示情報の補足」欄の説明によれば、乙②2に「乗組員の氏名が記載され、また、死亡者の氏名が特定された上で、着衣・遺体の状況等を撮影された写真が添付されている文書」とのことである。

そうであれば、死亡者に対して外部から訪問を受けたり郵便物を送られたりといったことはない以上、被告が5号のおそれを主張する前提を欠いている。

なお、酢屋商店が本件事故の船主であることはすでに報道等（甲1及び35）で明らかになっており、酢屋商店の住所もインターネットで検索可能であるが（甲34）、酢屋商店が外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被った事実はないことはすでに述べたとおりである。

第3 乙②3について

1 「※部分」について

(1) 5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②３の鑑定書は「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、５号のおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。

イ 「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」はない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されている。平成２０年の本件事故当時に大きく報道されたからといって、１０年以上経った今になって鑑定をした団体を明らかにしても、ＳＮＳ等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られるなど、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれはない。

原告第３準備書面第１の５(１)で主張したように、同号の「おそれ」があるといえるためには、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得えない程度のものであることが必要であり、かつ、それが生ずる「おそれ」も、単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がなければならないところ、事故調査が終了した案件について鑑定した団体を明らかにした場合に同号のおそれがあるとは到底認められない。

(２) ６号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

鑑定書は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、６号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第１の２(３)イと同じ。

２ 「その余」について

(１) ５号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報で

はない

前記 1 (1) アと同じ。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない

前記第 1 の 2 (2) イと同じ。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

本件事故調査は終了して既に事故調査報告書は公表されているのであるから、鑑定書を開示しても、鑑定事項と事故原因との関連について誤解や憶測を招くことはないし、報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれもない。

(2) 6 号柱書に該当しない

前記第 3 の 1 (2) と同じ。

第 4 乙② 4、29、30 及び 34 について

1 「※部分」が 5 号に該当しない

前記第 1 の 2 (2) アイと同じ。

2 「その余」について

(1) 2 号に該当しない

ア 2 号柱書の「情報」にあたらない

乙② 4 は、「当方：吉田」とあることからすると、運輸安全委員会の吉田健・統括船舶事故調査官（乙② 1 の「問合せ先」参照）が個人から自ら聞き取った内容を記載したものであり、2 号に該当性について論じる以前に、同号柱書のいう「法人その他の団体に関する情報」にあたらない。

乙② 29、30 及び 34 は、一部開示された内容からすると、本件事故について海難審判庁理事官が個人に対して質問した内容と回答をまとめた質問調書である。被告の主張からは誰から提供を受けたものであるかが判然としないが、海難審判庁から提供を受けた文書であるとする、2 号柱書は「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く」とあることからして、海難審判庁か

ら提供を受けた文書が2号柱書の「情報」にあたるとは認められない。

イ 2号口に該当しない

被告は、「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」と主張するが、乙②4（電話聴取メモ）は、前記のとおり運輸安全委員会の調査官の聞き取りメモであり、外部から提供を受けたものではないから、同号口適用の前提を欠く。

乙②29、30及び34についても、前記のとおり、民間の法人等ではなく海難審判庁から提供を受けた文書であるから、2号口を適用する前提を欠いている。

（2）5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②4、29、30及び34の各文書はいずれも本件事故関係者からの聞き取り内容を文書にまとめたものであって「審議、検討又は協議」に関する情報ではないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない

前記第1の2（2）イと同じ。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

前記第1の2（2）ウと同じ。

（3）6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙②4は、本件事故に関し、運輸安全委員会の事故調査官が本件事故関係者から電話で聞き取った内容を記録したものであり、乙②29、30及び34の各文書は、海難審判庁理事官が本件事故関係者から聞き取った内容を文書にまとめたものであり、いずれも「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

第5 乙②31について

1 「※1部分」及び「※2部分」が5号に該当しないこと

(1)「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

被告の説明によれば、乙②31の文書は酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方が本件事故について調査した結果に係る文書とのことである。そうだとすると、漁船保険の契約相手方が作成した文書は「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではないから、5号に該当する余地はない。

(2)「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」はない

第3の1(1)イと同じ。

2 「※3部分」について

(1)「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」(5号)はない

前記第1の2(2)イと同じ。

(2)6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙②31は酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方が本件事故について調査した結果に係る文書であり、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

3 「その余」について

(1) 5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②31の文書は酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方が本件事故について調査した結果に係る文書であり、「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではないから、5号のおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない

原告第6準備書面第5の2(2)イでも述べたが、船舶事故に限定したとしても、事故ごとになされる事実調査や試験研究・解析はそれぞれ異なるものであり、本件事故について運輸安全委員会が入手した情報を明らかにしたからといって、将来の事故調査において調査事項が推測され得ることはないし、今後の事故調査において外部からの干渉及び不当な圧力を受けることもなく、調査官が幅広く情報収集することを自制・ちゅうちょすることはないし、率直な意見交換が不当に損なわれたり、最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもない。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

本件事故の調査は終了しており、事故調査報告書も公表済みであることからして、漁船保険に係る情報を開示したからといって、事故原因との関連について誤解や憶測を招いたり、報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

(2) 6号に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

前記2(2)アと同じ。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

第6 乙②32及び33の文書について

1 「※1部分」について

口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号は取消を求める対象から除外する。

2 「※2部分」を開示しても「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」
(5号)はない

前記第3の1(1)イと同じ。

3 「※3部分」を開示しても「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」
(5号)はない

前記第3の1(1)イと同じ。

4 「その余」について

(1) 2号に該当しない

ア 2号柱書の「情報」にあたらない

乙②32及び33は、一部開示された内容からすると、本件事故について海難審判庁理事官が個人に対して質問した内容と回答をまとめた質問調書である。被告の主張からは誰から提供を受けたものであるかが判然としないが、海難審判庁から提供を受けた文書であるとする、2号柱書は「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く」とあることからして、海難審判庁から提供を受けた文書が2号柱書の「情報」にあたるとは認められない。

イ 2号ロに該当しない

被告は、「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」と主張するが、前記のとおり、民間の法人等ではなく海難審判庁から提供を受けた文書であるから、

2号ロを適用する前提を欠いている。

(2) 5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②32及び33は本件事故関係者からの聞き取り内容を文書にまとめたものであって「審議、検討又は協議」に関する情報ではないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない
前記第1の2(2)イと同じ。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない
前記第1の2(2)ウと同じ。

(3) 6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙②32及び33は海難審判庁理事官が本件事故関係者から聞き取った内容を文書にまとめたものであり、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない
前記第1の2(3)イと同じ。

第7 乙②38の文書について

1 「※1部分」について

補充調査(照会)を受けた者の氏名及びファックス番号は取消を求める対象から除外する。

それ以外の部分(勤務先法人の名称、役職)について、乙②38の文書は一部開示された部分からして運輸安全委員会等の国の機関の内部文書ではなく、「国

の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではないから5号に該当しない。また、開示しても「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」（5号）がないことは、前記第3の1（1）イと同様である。

2 「※2部分」について

照会をした運輸安全委員会の公務員の電話番号は取消を求める対象から除外する。

3 「※3部分」について

第五十八寿和丸の乗組員の氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、本籍地、学歴、職歴、事故後の安否に係る情報は取消を求める対象から除外する。

4 「※4部分」について

原告第7準備書面第17で述べたとおりである。

5 「その余」について

(1) 5号に該当しないこと

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②38の文書は、一部開示された部分からして運輸安全委員会等の国の機関の内部文書ではなく、5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない
前記第1の2（2）イと同じ。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されており、第五十八寿和丸及び僚船の操業状況に係る内容についての情報を開示しても、記載された内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

(3) 6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙②38の文書は、一部開示された部分からして第五十八寿和丸事故の補充調査について、協力先が運輸安全委員会に送信した文書であり、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

第8 乙②40の文書について

1 「※1部分」について

原告第7準備書面第17で述べたとおりである。

2 「※2部分」は5号に該当しない

(1) 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②40の文書は、一部開示された部分からして海上保安庁連絡事項として、「連絡先欄」に宛てて発出された連絡文書であり、5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。

(2) 「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」はないこと

前記第3の1（1）イと同じ。

3 「その余」について

（1）5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

前記2（1）と同じ。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はない

乙②40の文書はすでに「連絡先」欄記載の多数の宛先に発出されたものであり、船舶事故に限定したとしても、事故ごとになされる事実調査や試験研究・解析はそれぞれ異なるものである。本件事故について運輸安全委員会が入手した情報を明らかにしたからといって、将来の事故調査において調査事項が推測され得ることはないし、今後の事故調査において外部からの干渉及び不当な圧力を受けることもなく、調査官が幅広く情報収集することを自制・ちゅうちょすることはないし、率直な意見交換が不当に損なわれたり、最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもない。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されており、本件事故発生直後の海上保安庁連絡事項を開示しても、当該情報と事故原因との関連について誤解や憶測を招いたり、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

（2）6号に該当しない

前記第1の2（3）イと同じ。

第9 乙②42の文書について

1 「※1部分」について

原告第7準備書面第17で述べたとおりである。

2 「※2部分」について

第五十八寿和丸の設計関係者の氏名については取り消しを求める対象から除外する。

3 「その余」について

(1) 5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②42の文書は、被告の説明によれば第三十一寿和丸による搜索・救助状況に関する資料を情報提供者が任意に提出したものであり、5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない

原告第6準備書面第5の2(2)イでも述べたが、船舶事故に限定したとしても、事故ごとになされる事実調査や試験研究・解析はそれぞれ異なるものであり、本件事故について運輸安全委員会が入手した情報を明らかにしたからといって、将来の事故調査において調査事項が推測され得ることはないし、今後の事故調査において外部からの干渉及び不当な圧力を受けることもなく、調査官が幅広く情報収集することを自制・ちゅうちょすることはないし、率直な意見交換が不当に損なわれたり、最終的な事故原因についての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもない。

原告第6準備書面第1の2で述べたように、運輸安全委員会の行う事故調査はそれぞれの事故ごとに関心事や手法等が異なるのであって、被告は、「同様の調

査」「同様の手法」を広く解しすぎている。

本件は、事故調査が完了し、事故調査報告書の公表が終わった後になされた開示請求である。5号にいう意思形成過程情報は意思決定後には当該意思決定に影響せず、5号いう「おそれ」はない。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されており、第三十一寿和丸による搜索・救助状況に関する資料を開示しても、記載された内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

(3) 6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙②42の文書は、第三十一寿和丸による搜索・救助状況に関する資料を情報提供者が任意に提出したものであり、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

第10 乙②43の文書について

1 「※部分」について

原告第7準備書面第17で述べたとおりである。

2 「その余」について

(1) 5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙②43の文書は、被告の説明によれば事故発生海区における回収物のリストを情報提供者が任意に提出したものであるから、5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない
前記第9の3（1）イと同じ。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されており、事故発生海区における回収物のリストを開示しても、記載された内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

（3）6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙②43の文書は、被告の説明によれば事故発生海区における回収物のリストを情報提供者が任意に提出したものであり、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2（3）イと同じ。

第11 乙②45及び47の文書について

1 文書全体が5号及び6号の「情報」にあたらないこと

被告の説明によれば、乙②45及び47は調査段階で収集した学術論文とのことである。そうであれば、5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しないし、また、6号の「国の機関、独立行政法人等、地方

公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」にもあたらず、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号にも該当しない。

2 「※1部分」について

(1) 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」(5号)はない

前記第9の3(1)イと同じ。

(2) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(5号)もない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されており、収集した学術論文を開示しても、記載された内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

(3) 6号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

3 「※2部分」について

(1) 「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」(5号)はない

前記第3の1(1)イと同じ。

(2) 6号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

4 「その余」について

前記2と同じ。

第12 乙④46の文書について

1 文書全体が5号及び6号の「情報」にあたらないこと

被告の説明によれば、乙④46は調査段階で収集した専門家の見解であり、当

該専門家の試験研究の内容及び結果が記載されたものとのことである。そうであれば、5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しないし、また、6号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されたものでもなく、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号にも該当しない。

2 「※1部分」について

前記第11の3と同じ。

なお、電話番号及びメールアドレスは取り消しを求める対象から除外する。

3 「※2部分」について

調査担当公務員のメールアドレスは取り消しを求める対象から除外する。

4 「その余」について

前記第11の2と同じ。

第13 乙⑤2の文書について

1 文書全体が5号及び6号の「情報」にあたらないこと

被告の説明及び一部開示された文書の体裁から、乙⑤2の文書は、僚船の関係者が、旧横浜地方海難審判理事所理事官に宛てて、本件事故発生当時の気象・海象状況等を記入して提出したものであることがわかる。そうであれば、5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しないし、また、6号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されたものでもなく、同号が定めるおそ

れを検討するまでもなく同号にも該当しない。

2 「※部分」について

前記第3の1(1)イと同じ。

なお、氏名については取り消しを求める対象から除外する。

3 「その余」について

(1)「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」(5号)はない

前記第9の3(1)イと同じ。

(2)「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(5号)もない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されている。また、乙②52は本件事故発生当時の気象・海象状況という客観的な事実に関する回答であり、事故原因に結び付く資料ではないのだから、これを開示したとしても、記載された内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

(3)6号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

第14 乙③10の文書について

1 文書全体が5号及び6号の「情報」にあたらないこと

被告の説明及び一部開示された文書の体裁から、乙③10の文書は、本件事故に関し、旧横浜海難審判理事所理事官が、第五十八寿和丸と類似した構造を持つ船舶を利用して実施した検査した内容を記録した文書である。このような記録は5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しない

し、また、6号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されたものでもなく、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号にも該当しない。

2 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」（5号）はない

前記第9の3（1）イと同じ。

3 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（5号）もない

本件事故調査は終了し事故調査報告書がすでに公表されているのだから、乙③10の検査調書を開示したとしても、記載された内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれはない。

4 6号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2（3）イと同じ。

第15 乙③14の文書について

1 文書全体が5号及び6号の「情報」にあたらないこと

被告の説明によれば、乙③14の文書は、第五十八寿和丸の搭載物について、協力者から聴取した口述内容を記載した文書である。このような記録は5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号に該当しないし、また、6号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が記載されたものでもないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく同号にも該当しない。

2 「※部分」について

第1の1と同じ。なお、氏名及び電話番号については取り消しを求める対象から除外する。

3 「その余」について

(1) 2号に該当しない

ア 2号柱書の「情報」にあたらない

乙③14の1枚目に「当方：吉田、比嘉」とあることからすると、運輸安全委員会の吉田健・統括船舶事故調査官（乙②1の「問合せ先」参照）らが協力者から聞き取った内容を記載したものであるから、2号口該当性について論じる以前に、同号柱書のいう「法人その他の団体に関する情報」にあたらない。

イ 2号口に該当しない

被告は、「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」と主張するが、乙③14は、運輸安全委員会調査官の聞き取りメモであり、外部から提供を受けたものではないから、同号口適用の前提を欠く。

(2) 5号に該当しない

ア 「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではない

乙③14は協力者からの聞き取り内容を文書にまとめたものであって「審議、検討又は協議」に関する情報ではないから、同号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない

前記第1の2（2）イと同じ。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

前記第1の2（2）ウと同じ。

(3) 6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

乙③14は、運輸安全委員会の事故調査官が協力者から聞き取った内容を記録したものであり、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第1の2(3)イと同じ。

第16 乙④3、4、8及び9の文書について

1 審議報告書ではなく「船舶事故調査報告書(案)」である

被告は、これらの文書を「審議報告書(案)」と説明するが、各文書のタイトルはいずれも「船舶事故調査報告書(案)」となっている。そして各文書の枚数は、乙④3が111枚、乙④4が118枚、乙④8が115枚、乙④9が115枚で、実際に公表された船舶事故調査報告書(甲6)は112枚である。

これらからすると、これらの文書は本件事故調査報告書の案文であると考えられる。被告において、これらの文書は本件事故調査報告書の案文ではないというのであれば、そのことがわかるよう各文書の目次や見出し等を部分開示して具体的に説明すべきである。

2 公表を予定して作成された文書の案文であること

事故調査報告書案は結果として案にとどまったものであつて、事故調査報告書として正式に確定すれば案ではなく、報告書として対外的に公表される内容であった。すなわち、報告書案は、確定すれば公表されることを作成者が承知した内容からなる文書である。

したがって、乙④3、4、8及び9の各文書は、作成者において、公表しても

差し支えない情報を記載しているはずであって、不開示事由に該当する情報は含まれていない。

それでもなお被告が、これらの文書に不開示とすべき部分があると主張するのであれば、公表済みの事故調査報告書に記載されている情報については全て開示した上で、不開示部分を具体的に特定して不開示事由該当性を個別具体的に主張立証すべきである。

3 5号に該当しない

乙④3、4、8及び9の各文書が事故調査報告書の案文であれば、本件事故調査は終了しすでに調査報告書が公表されているのであるから、事故調査報告書案を開示しても「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はないし、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない。

被告は、「不確定な情報に基づいて事実とは異なる報道がされたり」とも主張するが、事故調査報告書が公表済みであるのに、いかなる「不確定な情報」に基づき「事実とは異なる報道」がなされるというのか、全く不明である。また、被告は、乙④3、4、8及び9の各文書に「関係者の意見」が記載されているとも主張するが、各文書のタイトル以外は全て墨塗りされており、どの部分に「関係者の意見」が記載されているかすら不明である。

5号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）を意味するが、被告の説明は、5号に該当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとはいえない。

4 6号柱書に該当しない

前記1ないし3のとおり、乙④3、4、8及び9の各文書は本件事故調査報告書の案文であるとししか考えられず、本件事故調査は終了して事故調査報告書が公表済みである。事故調査報告書に記載した内容は公表されることを前提に、案文を作成しているのであるから、案文に記載された情報は作成者が開示して問題ないと考えている内容ばかりなのであって、開示しても「当該事務・・・の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは認められない。

乙④3、4、8及び9の各文書には公表済みの事故調査報告書と同様の情報が相当量記載されているはずであり、タイトル以外は全て不開示とすることが過剰であることは明らかである。公表済みの事故調査報告書と同じ記載内容である部分まで6号に該当するとの概括的かつ抽象的な主張は、6号に関して、実質的・具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性を主張立証できていないものである。

第17 乙④5の文書について

1 5号に該当しない

乙④5の各文書が事故調査報告書の案文であれば、本件事故調査は終了しすでに調査報告書が公表されているのであるから、乙④5を開示しても「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はないし、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない。

被告は、「不確定な情報に基づいて事実とは異なる報道がされたり」とも主張するが、事故調査報告書が公表済みであるのに、いかなる「不確定な情報」に基づき「事実とは異なる報道」がなされるというのか、具体性、特定性に欠けている。

5号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益

性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）を意味するが、被告の説明は、5号に該当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとはいえない。

4 6号柱書に該当しない

被告は、乙④5の文書の書式がわかる程度の一部開示をただけで、内容がわかる部分を全て不開示にしているが、公表された事故調査報告書を見ても分かるように、事故調査報告書には事故原因についての見解だけでなく、事故の経過や事実情報、船舶の運航管理等に関する情報など、事実に関する記述が相当な部分を占めている。このような事実に関する部分の訂正は主観的な意見ではないのであるから、開示しても何ら問題ないはずであり、6号柱書の「おそれ」はない。

事実に関するものか事故原因の分析内容に関するものであるかの区別すらすることなく、記載内容が全体的に6号に該当するとの概括的かつ抽象的な主張は、6号に関して、実質的・具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性を主張立証できていないものである。

第18 乙④6の文書について

1 「※部分」に5号該当性はない

前記第3の1と同じ。

2 「その余」について

(1) 5号該当性は認められない

ア 原因関係者において作成した意見書類である乙④6の文書が、5号にいう「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらないこと、同号の「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」があるとは認められないことは、前記1のとおりである。

イ 「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない

本件事故調査は終了しており、本件事故調査報告書も公表済みである。原告第6準備書面第5の2(2)イでも述べたが、船舶事故に限定したとしても、事故ごとになされる事実調査や試験研究・解析はそれぞれ異なるものであり、乙④6を明らかにしたからといって、将来の事故調査において率直な意見交換が不当に損なわれたり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもない。

事故調査報告書案を見た原因関係者らが述べた意見内容は、事故原因についての見解だけでなく、事故の経過や事実情報、船舶の運航管理等に関する情報など、事実に関する意見もそれなりにあるはずであり、少なくともこの部分については開示しても、将来にわたり「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はないはずである。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

本件事故調査は終了して事故調査報告書は公表済みであり、「不確定な情報」に基づき「事実とは異なる報道」がなされることはないし、国民に混乱を招くおそれもない。

(2) 6号柱書に該当しない

ア 「国の機関、・・・が行う事務又は事業に関する情報」ではない

原因関係者が作成した意見書類は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」ではないから、6号が定めるおそれを検討するまでもなく、同号に該当しない。

イ 同号柱書の「おそれ」はない

前記第17の4と同じ。

第19 乙④10の文書について

1 5号に該当しない

(1)「特定の者に不当に・・・不利益を及ぼすおそれ」があるとは認められない

前記第3の1(1)イと同じ。

(2)「率直な意見交換や意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ」はない

前記第18の2(1)イと同じ。

(3)「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もない

前記第18の2(1)ウと同じ。

2 6号柱書の「おそれ」はない

前記第17の4と同じ。

第20 乙④11の文書について

1 5号に該当しない

(1)「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報にあたらぬこと

乙④11の文書は海事・海洋技術に関する中核的研究機関である海上技術安全研究所による解析調査の結果をまとめたものであり、目次(同2枚目)を見ても科学的実験方法及びその結果が記載された文書であることがわかる。

科学的実験結果をまとめたこのような文書は「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」に関する情報ではなく、5号のおそれを検討するまでもなく同号に該当しない。

(2)「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はない

前記第18の2(1)ウと同じ。

2 6号柱書の「おそれ」はない

本件事故調査は終了して事故調査報告書がすでに公表されている。原告第6準備書面第1の2で述べたとおり、運輸安全委員会の行う事故調査はそれぞれの事故ごとに異なるのが当然であり、事故ごとに関心事や手法等も異なるはずであって、科学的実験結果をまとめた乙④11の文書を開示したからといって、広く調査を行うことや事故調査部門内部における率直な意見交換や検討がちゅうちょされるおそれはなく、事故原因の究明が困難となるとか、同種事故の再発防止策として有効な提言をすることが不可能になるとの被告の主張には著しい飛躍がある。

このような飛躍した主張により運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは到底認められないのであって、被告は実質的・具体的に同委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について主張立証できていないものである。

以上